

平成 28 年 1 月 14 日

各位

上場会社名 イーサポートリンク株式会社
 (J A S D A Q ・ コード番号 2493)
 本社所在地 東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号
 代表者 代表取締役社長 堀内 信介
 問合せ先 取締役 仲村 淳
 電話番号 (03) 5979-0784
 U R L <http://www.e-supportlink.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 24 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 28 条(取締役の責任免除)及び第 36 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、補欠監査役の選任を定めた定款第 30 条において、会社法条文の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分_は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 5 章 監査役および監査役会 第 29 条 (条文省略)	第 5 章 監査役および監査役会 第 29 条 (現行どおり)
(選任方法) 第 30 条 (条文省略) 3 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において、補欠監査役を選任することができ	(選任方法) 第 30 条 (現行どおり) 3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において、補欠監査役を選任することができ

<p>る。</p> <p>第31条～第35条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条（条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条～第43条（条文省略）</p>	<p>る。</p> <p>第31条～第35条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条～第43条（現行どおり）</p>
--	---

3. 日程

株主総会開催日

平成28年2月24日

定款変更の効力発生日

平成28年2月24日

以上